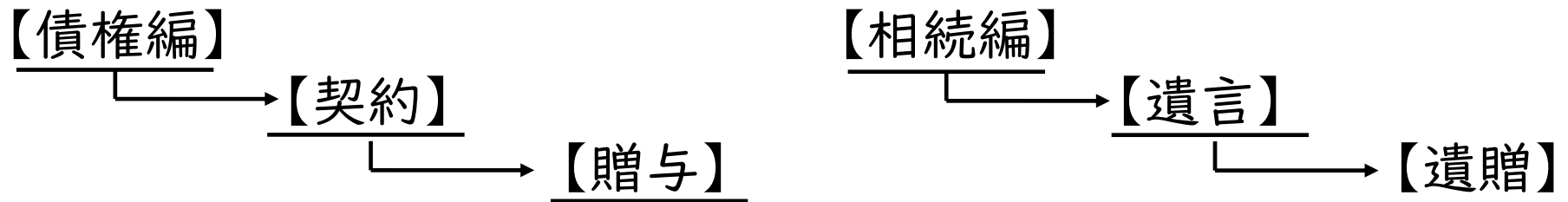


◆ 相続と遺贈の違い

贈与は、民法の債権編の契約の項の「贈与」に規定されています。
一方、遺贈は、民法の相続編の遺言の項に規定されています。



人が死亡すると、その人が生前有していた財産等は、原則法定相続人に移転します。これが相続です。

一方、「遺贈」とは、遺言によって財産を無償で譲ることを言います。譲る相手には特に制限はありません。

遺言では、法定相続人以外に対しては「遺贈する」しか書けませんが、法定相続人に対しては「相続させる」「遺贈する」共に書けるということになります。

1. 「相続」と「遺贈」のメリット・デメリット

(1) 不動産の登録手続き

「遺贈する」と遺言に書いた場合は、受遺者は他の相続人全員と共同で所有権移転登記申請をしなければなりません。このため、かなりの時間と手間が掛かる場合があります。

また、相続人の間で相続争いが起きた場合は、他の相続人から協力が得られず登記手続きが進まないおそれもあります。

一方、「相続させる」遺言の場合は、指定された相続人が単独で所有権移転の登記申請をすることができますので、手続きが簡単かつスピーディーにできます。

遺言で相続財産に不動産がある場合、相続人に対しては「相続させる」と書きましょう。

(2) 農地の取得

「遺贈する」遺言で贈与に当たる場合は、農地法による農業委員会の許可が必要となります。

従って、受遺者が農業に従事していない場合は、許可が下りずに登記ができない可能性があります。

一方、「相続させる」遺言の場合は、農地法による許可（届出は必要）は不要ですから、登記はスムーズにできます。

(3) 借地・借家権の取得

遺産が借地権や借家権の場合、「遺贈する」遺言では賃貸人の承諾が必要となりますが、「相続させる」遺言の場合は賃貸人の承諾は不要です。

(4) 相続税の2割加算

相続税の特性として、被相続人の一親等の血族(親・子供)及び配偶者・代襲相続人の孫以外は相続税が2割増になります。(遺贈は相続税の対象)

*相続と遺贈の相続税の計算事例

被相続人Aの遺言例と税金の計算

- ・相続財産：5000万円
- ・受遺者：唯一の相続人B、お世話になった介護士Z
- ・相続額・遺贈額：Bに4000万円、Zに1000万円
- ・課税対象額： $5000万円 - \underline{(3000万円 + 600万円)} = 1400万円$
- ・相続税の総額： $1400万円 \times 0.15 - 50万円 = 160万円$
- ・遺産割合：B 4 : Z 1
- ・相続税：Bは128万円、Zは32万円
- ・Zは2割増し： $32万円 \times 0.2 = 6万4千円$
- ・Zの相続額： $32万円 + 6万4千円 = 38万4千円$

2. 生前贈与と遺留分について

被相続人が生前贈与を行っていた場合、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなす。(903条1項)

*遺留分：一定の相続人が最低限の遺産を請求できる権利

相続財産の総額	
生前贈与の財産	相続時の財産

上記規定から、相続時の遺留分請求については、生前贈与を含めた相続財産の総額が遺留分請求の対象となります。

遺留分算定で考慮されるか否かを考える際には、まずは、被相続人の贈与をした相手が、相続人かどうかによって区別します。

(1) 贈与の相手が相続人の場合

① 贈与が特別受益に該当する場合は相続財産とみなされる

特別受益とは、相続人が複数いる場合に、一部の相続人が、被相続人からの遺贈や贈与によって特別に受けた利益のことです。

特別受益があった場合の特別受益者の相続分は、特別受益の価額を相続財産の価額に加えて相続分を算定し、その相続分から特別受益の価額を控除して算定されます。

このようにして相続分を算定することを特別受益の持戻しといいます。（民903条）

② 贈与の持ち戻し期間（民1044条3項）

遺留分の算定において価額を算入できるのは特別受益に当たる贈与であっても**相続開始前10年以内**のものに制限される。

(2) 贈与の相手方が相続人以外の場合

贈与した相手が相続人以外の場合には、

- ① 相続開始前の **1年間にした贈与**は遺留分算定額を含む
- ② 被相続人と受贈者の双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってした贈与は1年前よりも前にしたものについても遺留分算定額に含まれる

のいずれかの贈与の場合にのみ、遺留分の算定の基礎に含まれます（民法1044条1項）。

したがって、相続開始前の1年間より前に行われた贈与で、被相続人と受贈者のいずれかが遺留分権利者に損害を加えることを知らなかった贈与の場合には、遺留分の算定の基礎に含まれません。

(3) 遺留分の侵害

遺留分の侵害にあたるケースは、相続人が現実に受ける相続財産額が、算定された遺留分の額より少ない合です。

例えば、相続人が複数いるのにもかかわらず、「特定の相続人にすべての遺産を相続させる」という内容の遺言書が作られている場合です。

また、相続人に財産を遺したくないという理由から、死の直前に第三者に多額の財産を贈与している場合なども遺留分侵害といえます。

(4) 遺留分の侵害額請求 (民1046条)

留分侵害額請求権とは、遺留分を侵害された相続人が行使することのできる、遺留分を取り戻すための権利です。(民1046条)

遺留分侵害額請求権は、そのまま放置すると消滅時効にかかります。(民1048条)

したがって、遺留分権利者自身が、

- ・「相続の開始および侵害分について請求すべき贈与または遺贈があったことを知ったときから1年間」
- ・「相続開始の時から10年間」

という期間内に、遺留分侵害額請求権を行使しなければなりません。